

2. 環境影響評価実施内容の概要

(1) 環境影響評価項目

大阪市の環境影響評価技術指針に示された予測・評価の対象となる項目（以下「環境影響評価項目」という。）のうち、本事業の実施により抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる項目として、「大気質」、「水質・底質」、「土壌」、「騒音」、「振動」、「低周波音」、「電波障害」、「廃棄物・残土」、「地球環境」、「気象」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「自然とのふれあい活動の場」の15項目を選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境影響 評価項目	環境影響要因					
	施設の存在	施設の利用		建設工事		
	高層建築物 等の存在等	施設関連車 両の走行等	施設 の 供 用	建設機械の 稼働	工事関連車 両の走行等	土地の改変
大気質		○	○	○	○	
水質・底質			○			○
土 壌						○
騒 音		○	○	○	○	
振 動		○		○	○	
低周波音			○			
電波障害	○					
廃棄物・残 土			○			○
地球環境			○			
気 象	○					
動 物	○		○	○		○
植 物			○			○
生態系			○			○
景 観	○					
自然とのふ れあい活動 の場		○			○	

(注)「○」は環境影響評価項目に選定した項目を示す。無印は環境影響を及ぼすおそれがない、又はほとんどないと考えられる項目を示す。

(2) 環境影響評価の実施を予定している区域

環境影響評価の実施を予定している区域は、環境影響評価項目毎に環境影響が及ぶと想定される範囲を考慮し、大阪市此花区、港区、住之江区を予定している。

(3) 現況調査の概要

調査は、環境影響評価項目について、既存資料の収集・整理（既存資料調査）及び現地調査を行うことにより実施する。なお、一部調査項目については既に実施している。また、今後の事業計画の検討の進捗を踏まえて、環境影響の把握を適切に行うため、これから実施する調査項目について調査地点を見直す可能性がある。

現地調査の内容 (1)

調査項目		調査地点 及び範囲	調査時期 及び頻度	調査方法
大気質	一般環境	二酸化硫黄	事業計画地近傍 1箇所	「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
		二酸化窒素 窒素酸化物		「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法
		浮遊粒子状物質		「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
		風向・風速		「地上気象観測指針」に定める方法
	沿道環境	二酸化窒素 窒素酸化物	事業計画地周辺の主要道路沿道3箇所	「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法
		浮遊粒子状物質		「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
		風向・風速		「地上気象観測指針」に定める方法
交通量	事業計画地周辺の主要道路沿道4箇所	1時間値×24時間×2回(平日・休日)×1季	調査員による目視計数(4車種)	
水質	基礎項目	事業計画地近傍海域4箇所	12回/年(毎月)	採取時刻、水深、天候、雲量、気温、波浪階級の現地観測
	生活環境項目	事業計画地近傍海域4箇所	12回/年(毎月)	「水質汚濁に係る環境基準」に定める方法
	健康項目	上層：海面下1m 下層：海底面上2m*	2回/年(夏季、冬季)	
ダイオキシン類 事業計画地近傍海域1箇所 上層：海面下1m 下層：海底面上2m		1回/年(夏季)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」に定める方法	

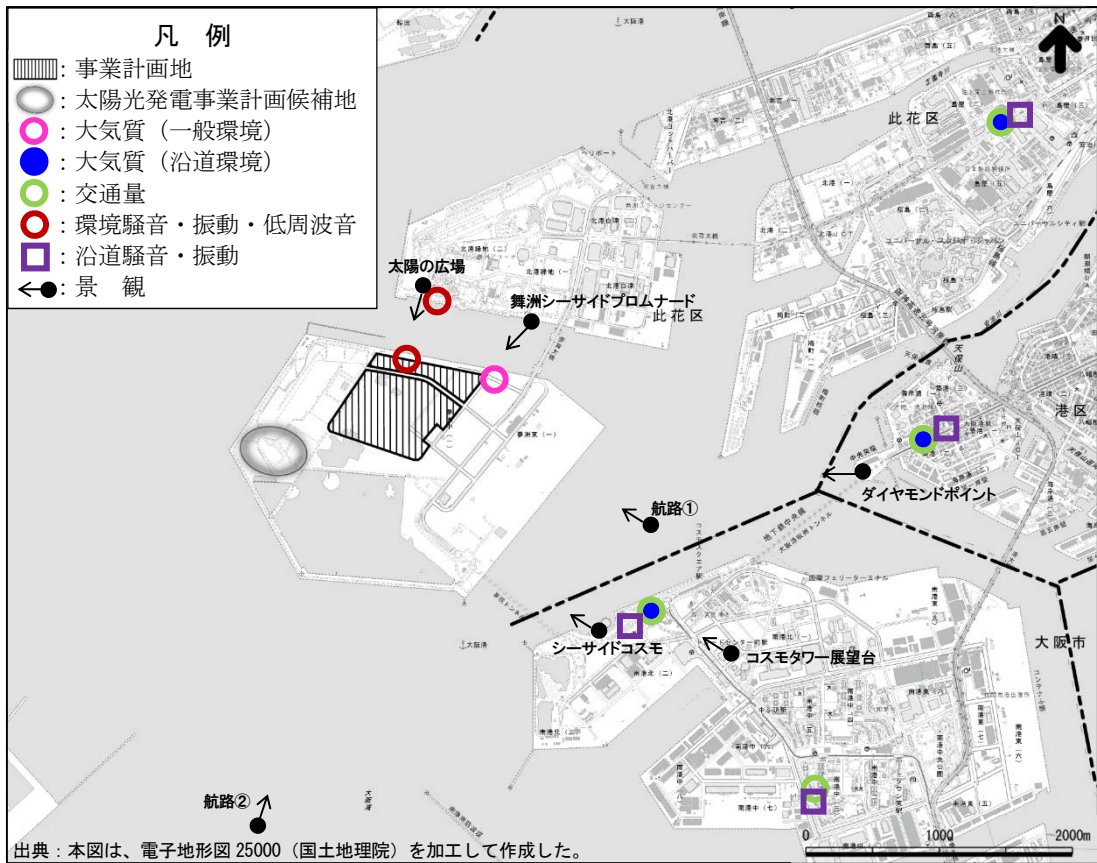
(※) ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)及び大腸菌群数は上層のみとする。

現地調査の内容 (2)

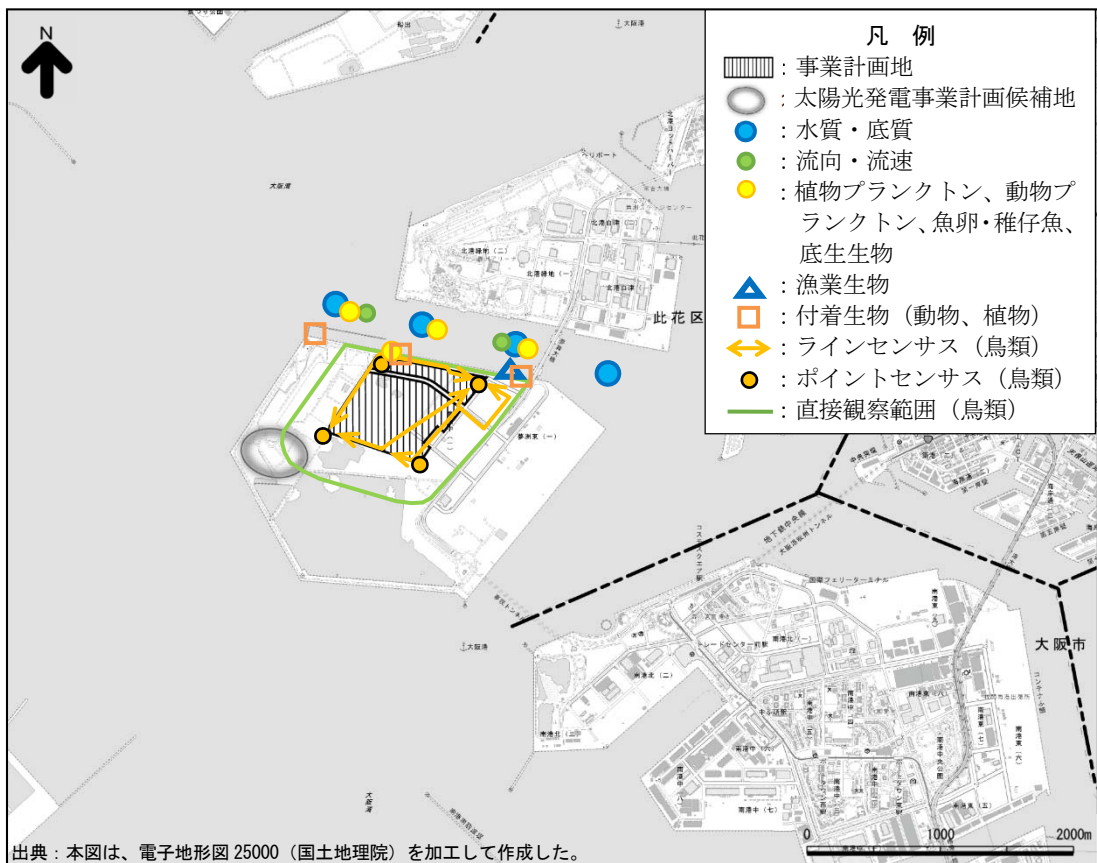
調査項目		調査地点 及び範囲	調査時期 及び頻度	調査方法
水 質	水質汚濁防止法の排水基準に定める項目	事業計画地 近傍海域4箇所 上層：海面下1m 下層：海底面上2m	2回/年 (夏季、冬季)	「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に定める方法
	大阪府生活環境の保全等に関する条例の排水基準に定める項目		12回/年 (毎月)	「日本産業規格」に定める方法
	その他必要な項目			「日本産業規格」、「海洋観測指針」に定める方法
底 質	基礎項目	事業計画地 近傍海域4箇所 (海底表層)	2回/年 (夏季、冬季)	泥温、色相、臭気、性状の現地観測
	環境基準に定める項目(ダイオキシン類)	事業計画地 近傍海域1箇所 (海底表層)	1回/年 (夏季)	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」に定める方法
	埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準に定める項目、水底土砂に係る判定基準項目	事業計画地 近傍海域4箇所 (海底表層)	2回/年 (夏季、冬季)	「底質調査方法」等に定める方法
	その他必要な項目			
水域とその状況	流向・流速	海域：2地点 (上層、下層)	冬季1回 15日昼夜連続観測	定点係留観測：目的の観測層に流向・流速計を係留させ測定
騒 音	環境騒音	2地点 事業計画地内、舞洲	2回/年 (平日、休日) 24時間/回	「騒音に係る環境基準について」に定める測定方法 調査員による目視計数 (4車種)
	道路交通騒音	道路沿道4地点		
	交通量			
振 動	環境振動	2地点 事業計画地内、舞洲	2回/年 (平日、休日) 24時間/回	「振動規制法施行規則」に定める測定方法 大型車走行時の1/3オクターブバンド周波数分析器を用いて計測
	道路交通振動	道路沿道4地点		
	地盤卓越振動数			
低周波音	一般環境中の低周波音	2地点 事業計画地内、舞洲	2回/年 (平日、休日) 24時間/回	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める方法

現地調査の内容 (3)

調査項目		調査地点及び範囲		調査時期及び頻度	調査方法
海域生物 (動物)	動物プランクトン	事業計画地 近傍海域 4箇所	海底面上1mから海面まで	4回/年 (四季)	北原式定量ネットを用いた鉛直曳
	魚卵・稚仔魚		海面表層		稚魚ネットを用いた水平曳
	底生生物		海底表面		スミス・マッキンタイヤー型採泥器による採泥・ふるいにより試料を採取する方法
	漁業生物	事業計画地 近傍海域 1箇所	海面表層・中層		刺網により、漁業生物を採捕する方法
			海底表面		
付着生物(動物)	事業計画地 近傍海域 3箇所	潮上帯から海底面まで 3層(平均水面、大潮最低低潮面、大潮最低低潮面 -1m)	ダイバーによる連続観察 坪刈りにて採捕する方法		
海域生物 (植物)	植物プランクトン	事業計画地 近傍海域 4箇所	上層: 海面下 1m 下層: 海底面上 2m	バンドーン型採水器を用いて採水し、試料とする方法	
	付着生物(植物)	事業計画地 近傍海域 3箇所	潮上帯から海底面まで 3層(平均水面、大潮最低低潮面、大潮最低低潮面 -1m)	ダイバーによる連続観察 坪刈りにて採捕する方法	
鳥類	動物相の状況(鳥類)	事業計画地及びその周辺		6回/年	ラインセンサス法(3ルート)、ポイントセンサス法(4定点)、直接観察法
景観	眺望の状況	事業計画地周辺 7地点		1回/年	現地踏査(海上航路含む)・眺望撮影
電波障害	電波受信状況	机上検討に基づく電波障害想定箇所		1回	「建造物によるテレビ受信障害調査要領」に基づく電波測定車による測定
自然とのふれあい活動の場		事業計画地周辺 (夢洲、舞洲、咲洲等)		2回 平日、休日	現地踏査による自然とのふれあい活動の場の施設の概要、利用状況等の調査と当該情報の整理



現地調査地点図(1)



現地調査地点図(2)

(4) 予測の概要

事業の実施が周辺地域の環境に及ぼす影響を予測する項目、方法、対象地域及び対象時期は、以下に示すとおりである。

予測手法の内容〔工事中(1)〕

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
大気質	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事関連車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式による数値計算	工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
	工事関連船舶の運航	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
水質	土地の改変	化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)全リン(T-P)、溶存酸素(DO)、浮遊物質(SS) 水素イオン濃度 (pH)	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事最盛期

予測手法の内容〔工事中(2)〕

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
土壌	土地の改変	特定有害物質の状況	既存資料調査結果、事業計画の内容等による推定	事業計画地周辺	工事中
底質	土地の改変	化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)全リン(T-P)	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	工事最盛期
騒音	建設機械の稼働	騒音レベルの 90%レンジ上端値	日本音響学会式による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事関連車両の走行	等価騒音レベル	日本音響学会式による数値計算	工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
振動	建設機械の稼働	振動レベルの 80%レンジ上端値	振動伝搬理論計算式による数値計算	事業計画地周辺	工事最盛期
	工事関連車両の走行	振動レベルの 80%レンジ上端値	土木研究所提案式による数値計算	工事関連車両の走行ルート	工事最盛期
廃棄物・残土	土地の改変	廃棄物・残土の発生量、有効利用等	事業計画の内容等による推計	事業計画地	工事中

予測手法の内容【工事中(3)】

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地 域	予測対象時 期	
動 物	陸 域 動 物	建設機械の 稼働、土地 の改変	鳥類の生息環境の 改変の程度	事業計画の内容、現 地調査結果等を基に 推定	事業計画地 周辺	工事中
	海 域 動 物	土地の改変	海域動物の生息環 境の改変の程度	事業計画の内容、水 質・底質の現地調査 結果及び水質予測結 果等を基に推定	事業計画地 周辺の海域	工事中
植 物	海 域 植 物	土地の改変	海域植物の生育環 境の改変の程度	事業計画の内容、水 質・底質の現地調査 結果及び水質予測結 果等を基に推定	事業計画地 周辺の海域	工事中
生態系	海 域 生 態 系	土地の改変	海域動植物の生息 環境の改変の程度	事業計画の内容、動 物、植物の予測結果 等を基に推定	事業計画地 周辺及び周 辺の海域	工事中
自然とのふれ あい活動の場		土地の改変	野外リクリエーシ ョン施設等の改変 の程度、車両の走行 による利用者への 影響の程度	事業計画の内容等 による推定	事業計画地 周辺	工事最盛期

予測手法の内容〔供用時（1）〕

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期
大気質	施設関連車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
	船舶の運航	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式による数値計算	船舶運航ルート周辺	施設利用時
	発電その他施設の利用	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値	大気拡散式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
水質	排水・海水熱利用	水温	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	施設利用時
底質	排水・海水熱利用	化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)	事業計画の内容、現地調査結果等を基に推定	事業計画地周辺の海域	施設利用時
騒音	施設関連車両の走行	等価騒音レベル	日本音響学会式による数値計算	施設関連車両の走行ルート	施設利用時
	発電その他施設の利用	等価騒音レベル 騒音レベルの90%レンジ上端値	騒音伝搬計算式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
振動	施設関連車両の走行	振動レベルの80%レンジ上端値	土木研究所提案式による数値計算	施設関連車両の走行ルート	施設利用時
低周波音	発電その他施設の利用	G特性音圧レベル	距離減衰式による数値計算	事業計画地周辺	施設利用時
電波障害	高層建築物等の存在	遮蔽障害及び反射障害が及ぶ範囲	理論式による電波の遮蔽・反射の推計による方法	事業計画地	施設利用時
廃棄物	発電その他施設の利用	廃棄物の種類、発生量、リサイクル量	事業計画の内容、類似事例等による推定	事業計画地	施設利用時
地球環境	施設の供用	温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	原単位法による推計	事業計画地	施設利用時
気象	高層建築物等の存在	風向風速の変化	風洞実験による推計	事業計画地	施設利用時

予測手法の内容〔供用時（2）〕

予測項目		予測事項	予測方法	予測対象地域	予測対象時期	
動物	陸域動物	係留施設の存在 高層建築物等の存在	鳥類の生息環境の 改変の程度	事業計画の内容、 現地調査結果等 を基に推定	事業計画地 周辺	施設利用時
	海域動物	排水・海水 熱利用	海域動物の生息 環境の改変の程 度	事業計画の内容、 水質・底質の現地 調査結果及び水 質予測結果等を 基に推定	事業計画地 周辺の海域	施設利用時
植物	海域植物	係留施設の 存在	海域植物の生育 環境の改変の程 度	事業計画の内容、 水質・底質の現地 調査結果及び水 質予測結果等を 基に推定	事業計画地 周辺の海域	施設利用時
		排水・海水 熱利用				
生態系	海域生態系	係留施設の 存在	生態系に対する 影響の程度	事業計画の内容、 動物、植物の予測 結果等を基に推 定	事業計画地 周辺及び周 辺の海域	施設利用時
		排水・海水 熱利用				
景観		係留施設の 存在	代表地点からの 眺望の変化の程 度	フォトモンター ジュの作成によ る方法	事業計画地 周辺	施設利用時
		高層建築物 等の存在				
自然とのふれあい活動の場		施設関連車 両の走行	車両の走行によ る利用者への影 響の程度	事業計画の内容 等による推定	事業計画地 周辺	施設利用時

(5) 評価方法

環境影響の予測結果については、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、以下に示す評価の観点をもとに、環境影響項目毎に環境保全目標を設定し、評価する。

評価の観点(1)

項目	評価の観点
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排出基準、総量規制基準、規制基準等に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標、方針の達成と維持に支障がないこと。
水質・底質	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた排水基準、総量規制基準等に適合すること。 瀬戸内海環境保全特別措置法に定められた許可基準に適合すること。 窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針（平成 8 年 7 月 24 日大阪府告示第 1244 号）に基づく水質管理値に適合すること。 事業により底質の汚染を進行させないこと。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
土 壌	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 土壌汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき適切な措置が講じられていること。 事業により、土壌汚染を発生・進行させないこと。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
騒 音	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。 騒音規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
振 動	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 振動規制法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた規制基準に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
低周波音	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
電波障害	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 電波受信の障害が生じると予測される場合は、適切に電波受信の障害対策に配慮されていること。
廃棄物・残土	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 廃棄物等の発生量が抑制され、発生する廃棄物等が適正に処理されていること。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準等に適合すること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 温室効果ガスやオゾン層破壊物質の排出抑制に配慮されていること。 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置が講じられていること。 大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

評価の観点(2)

項目	評価の観点
気 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・ 事業計画地及び周辺地域において、風況に著しい変化を起こさないよう配慮されていること。
動 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・ 法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・ 事業計画地周辺における鳥類、海域動物の生育・生息環境に著しい影響を及ぼさないこと。 ・ 事業計画地周辺における鳥類、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。
植 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・ 法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・ 事業計画地周辺における海域植物の生育環境に著しい影響を及ぼさないこと。 ・ 事業計画地周辺における海域植物の生育環境の創出に配慮していること。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。 ・ 法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・ 事業計画地周辺海域の生態系に著しい影響を及ぼさないこと。
景 観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力ある都市景観の形成及び周辺都市景観との調和に配慮していること。 ・ 大阪市景観計画、その他景観法及び大阪市都市景観条例等に基づく計画又は施策等の推進に支障がないこと。
自然とのふれあい活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい活動の場の改変等に対して、適切な配慮がなされていること。 ・ ふれあい活動の場に対する影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。

3. 対象事業実施にあたっての環境保全及び創造の考え方

環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、次のとおりである。

① 工事計画

工事計画の策定にあたっては、最新の公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機械の使用等、周辺地域に対する影響の回避・低減対策を検討する。

- ・ 工事関連車両の運行にあたっては、特定の道路及び時間帯に集中することがないように、走行ルートの適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送方法の工夫、運転者への適正走行の周知徹底等を行う。
- ・ 工事関係車両の走行台数削減を図るため、パークアンドライドや公共交通機関の積極的な利用による作業員の輸送、船舶による資材搬入等についても計画している。
- ・ 船舶の運航計画については、港湾管理者（港湾局・海上保安庁）等と協議の上、安全な交通計画を立てる。
- ・ 事業計画地周辺では、多くの物流車両が走行しており、さらに万博の工事や開催時の状況次第で、やむを得ず、夜間に搬出入及び工事を行うことも想定している。夜間工事を行う場合には、警察、道路管理者等の関係機関と協議・調整の上、低公害型建設機械の採用、振動の少ない工法の採用、工事関連車両の制限速度の順守、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行など運転者への適正走行を周知徹底する。

② 交通計画

工事用車両の通行ルートは幹線道路や高速道路利用を優先することとし、特定の道路に集中することがないように配慮する。具体には、主として阪神高速道路と幹線道路を利用し、此花大橋、夢舞大橋、及び夢咲トンネルを経由して事業計画地に至る経路を計画している。また、同時期に万博事業やインフラ工事等が集中する場合、関係者と調整を行い、走行ルートに車両が集中することがないように配慮する。

工事作業員や従業員の通勤手段に関しては、公共交通の利用やパークアンドライドを奨励し、自動車交通量の抑制に努める。

供用後は、大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の導入及び鉄道等の公共交通利用促進を実行し、適切な交通アクセスを確保するとともに、ICT等を利用した交通情報提供や駐車場料金のダイナミックプライシングなど、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより、自動車交通量の抑制に努める。

③ 緑化計画

四季折々の彩を楽しめるよう、各ゾーンの演出に応じて多様な植物の導入を目指す。落葉樹を主体とした季節感のあるオープンなエリア、常緑樹を主体とし防風機能を備えたエリアなどの様々な水とみどりによる多様な空間の整備を検討する。海辺に位置する立地特性を考慮し、沿岸部では耐塩性を考慮した緑地の整備を検討する。

中央部に配置する「結びの庭」ゾーンでは、植栽面積を可能な限り広く確保することを目指す。また、在来種を基本として地域の生態系へ配慮した緑地整備を検討する。

外周沿道部には一定の植樹帯を整備することで自然環境の連続性の確保や自然再生に努めるとともに、夢洲まちづくり基本方針等を踏まえ、みどりを身近に感じ憩いや安らぎを提供する空間を創出することを検討し、敷地内部の多種多様な緑地を含めた生態系ネットワークの維持・形成を目指す。

④ 環境保全計画

a. 大気質

建設機械の稼働については、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用や良質燃料の使用等により、大気汚染物質の排出量の低減に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。

工事用車両及び施設で利用するサービス車両については、幹線道路、高速道路の利用を優先するとともに、来客車両についても、幹線道路、高速道路を利用するよう誘導し、一般道路の走行を可能な限り低減することにより、交通渋滞の防止や歩行者等の交通安全確保に努める。また、施設で利用するサービス車両の低公害車の活用を検討等により、大気汚染物質の排出量の低減に努める。

建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。

b. 水質・底質

原則として公共下水道が利用可能であるため、工事排水及び供用時の排水は放流基準を満たす処理を行った後に下水道へ放流することで環境影響を回避する。公共下水道が利用できない工事期間などの場合においても、工事排水は沈殿池等により浮遊物質量（SS）等を適切に処理したのちに海域へ放流することで環境影響を低減する。工事中の汚水（し尿）について、公共下水管整備前は仮設浄化槽で処理し適切な水質管理を行い、雨水排水管により海域へ排水するか、排出量が少ない期間については汲み取りにより周辺し尿処理場へ搬出する予定である。

c. 土 壤

建設工事の実施にあたっては、工事着手前に土壤汚染対策法及び大阪府生活環境保全等に関する条例等に従い、関係機関と協議し、適切な対応及び手続きを進める。

d. 騒音・振動・低周波音

建設工事の実施にあたっては、国土交通省指定の低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の採用等により、騒音・振動の発生の抑制に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。

e. 電波障害

本事業での建築物による、周辺環境への電波障害の影響有無について、適切に予測・評価するとともに、仮に障害が生じると予測された場合は、関係法令等に基づき、適切に対処をする。

f. 廃棄物・残土

建設工事に伴い発生する土は、可能な限り島内事業計画地で利用し発生量の抑制を図り、島外事業計画地外に搬出する場合は、関係法令に基づき適切に対処するとともに、再利用等の有効利用策を検討する。

建設資材については、再利用や再資源化しやすい資材を選定するなど、将来、建物・施設のリニューアルや解体が生じる場合の廃棄物の発生抑制に努める。

供用時においては、物販施設・宿泊施設等における梱包材、アメニティグッズの発生抑制などプラスチック類を含むごみの削減に努める。飲食施設・宿泊施設等においては、食品ロス削減の取組を推進する。また、ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことにより、ごみの減量化を図る。

g. 地球環境

2050年カーボンニュートラルの実現に寄与するため、太陽光発電設備による再生可能エネルギーの活用、その他省エネルギー技術の導入を検討する。

施設供用時は、海水熱利用システム及びコージェネレーションシステム等の省エネルギーシステムによるエネルギー供給を常時行う計画である。

断熱対策等による、建築物の省エネ化について検討する。

施設で利用するサービス車両には、ZEV（電気自動車等のゼロエミッションビークル）の採用を検討する。

建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等、周辺地域に対する環境影響の回避・低減対策を検討する。

建設工事の実施にあたっては、工事用車両は幹線道路、高速道路の利用を優先し、一般道路の走行を可能な限り回避することにより、交通渋滞の防止や歩行者等の交通安全確保に努める。

また、国土交通省指定の排出ガス対策建設機械の採用等の検討により、大気汚染物質の排出量の低減に努める。

作業員の通勤手段に関しては公共交通の利用を奨励し、自動車使用の抑制に努めることにより、周辺環境に配慮する。

h. ヒートアイランド

敷地内、建築物及び構造物に緑地を設けるほか、敷地内のオープンスペースなど、緑化可能な部分ではできるだけ緑化するよう努める。

i. 気象（風害）

高層建築物の存在時のビル風の抑制及び低減対策として、建物配置や形状を検討するとともに、必要に応じて防風対策の検討を行う。

j. 動物・植物・生態系

現況の生物等の生息状況の把握に努め、必要に応じて生息環境に及ぼす影響を低減するよう配慮する。

k. 景観

夢洲は、人工島であり、水辺に隣接しているという特徴や眺望を生かすとともに、周辺の景観やまちづくりと調和した地域づくりに努める。

また、大規模建物を中心としたシルエットの形成やライトアップを検討し、大スケールのパノラマ景観及び夜間景観の形成に取り組むとともに、大阪・関西の玄関口にふさわしく、観光拠点の新しい顔となる魅力的な空間の創出について配慮する。

夜間においては、周囲への光の影響を少しでも和らげるように配慮し、親しみのある夜間景観を創出するよう努める。

l. 自然とのふれあい活動の場

工事用車両及び施設で利用するサービス車両については、幹線道路、高速道路の利用を優先するとともに、来客車両についても、幹線道路、高速道路を利用するよう誘導し、一般道路の走行を可能な限り低減することにより、交通渋滞の防止や歩行者等の交通安全確保に努める。また、施設で

利用するサービス車両の低公害車の活用等の検討により、自然とのふれあい活動の場への影響の低減に努める。

お問い合わせ先

大阪 I R 株式会社

住 所 〒530-6124 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(電話) 03-4520-0589 (F A X) 03-4520-0599